

## 第10期大宜味村高齢者保健福祉計画策定業務委託仕様書

### 1 委託業務名

第10期大宜味村高齢者保健福祉計画策定業務委託

### 2 業務の目的

本業務は、大宜味村の高齢者の状況等を的確に把握するため、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査に基づく課題分析を実施し、調査に基づくニーズの把握等を踏まえ、令和9年度から令和11年度までの3年間において、大宜味村が取り組むべき課題や高齢者福祉施策の方向性を定めるとともに、中長期的な視点に立ち、「地域包括ケアシステム」の強化・充実を図るため、地域の実態に即した持続可能な計画を策定することを目的とする。

### 3 履行期間

契約締結日の翌日から令和9年3月26日（金）までとする。

### 4 業務内容

#### （1）介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

##### 【調査の実施概要】

調査対象	65歳以上的一般高齢者及び要支援1・2、事業対象者
配布数	約1,000件（回収率75%見込み）
調査方法	民生委員等による配布・回収
集計方法	委託者・受託者協議の上、単純集計、地域別集計、属性集計・クロス集計等、課題抽出に必要な集計を行う。

##### 【役割分担】

区分	作業内容等	作業分担	
		大宜味村	受託者
調査票設計	調査票原案の検討	<input type="radio"/>	
	調査票原案の作成と補修正	<input type="radio"/>	
	調査票の確定	<input type="radio"/>	
調査準備・実施	調査対象者の抽出	<input type="radio"/>	
	調査票・封筒印刷	<input type="radio"/>	
	発送用封筒の封入作業	<input type="radio"/>	
	アンケート配付及び回収	<input type="radio"/>	
	配付及び回収に係る費用負担	<input type="radio"/>	
データ入力	データ入力		<input type="radio"/>
調査集計分析 報告書作成印刷	「見える化システム」への登録データの作成		<input type="radio"/>
	「見える化システム」への登録	<input type="radio"/>	
	集計（単純集計・クロス集計等）・分析		<input type="radio"/>
	報告書の作成		<input type="radio"/>

※調査票の配付・回収は村で行い、令和8年3月末までに回収を予定している。

(2) 沖縄県が実施した各種調査結果の分析

- ① 調査結果の分析
- ② 本村計画策定への活用

※「在宅生活改善調査」、「居所変更実態調査」、「介護人材実態調査」については、沖縄県が実施することとなっている。

(3) 現状把握及び課題分析

- ① 現行計画の点検・評価及び課題の整理
- ② 人口、被保険者数、要介護認定者数等、各種データの把握・整理
- ③ 関係課や関係団体等へのヒアリング
- ④ 国・県の方向性及び本村上位計画・関連計画等の把握

(4) 計画骨子案及び素案の作成

- ① 計画全般のイメージ設定、組み立て、基本理念及び重点課題等の提示等
  - ② 計画書の骨子・素案・原稿の作成
- ※計画策定にあたり「地域包括ケアシステムの深化に向けた沖縄県版ロジックモデル」等を参考にしながら、本村のロジックモデルを作成すること。

(5) 策定委員会の運営支援

- ① 策定委員会への出席、資料の説明及び技術的な助言等（3回程度開催）
- ② 会議資料及び議事録の作成

(6) ワークショップ等開催支援

- ① ワークショップ等に必要な資料作成及び進行運営（3回程度開催）
- ② 検討結果の取りまとめ

## 5 成果物

- ① アンケート調査結果報告書 1部
- ② アンケート調査結果報告書概要版（A4版10ページ程度） 1部
- ③ 地域包括ケア「見える化システム」登録用のデータ
- ④ 計画書（A4版・表紙カラー印刷、本文モノクロ印刷・100頁程度） 50部
- ⑤ 概要版（A4版・カラー印刷・12頁程度） 100部
- ⑥ 上記電子データー式（CD-R）

## 6 補足

- (1) 受託者は、業務の実施に当たり、関係法令及び条例を遵守すること。
- (2) 受託者は、本業務の着手前に作業工程表を提示し、作業計画について事前協議しなければならない。
- (3) 受託者は本村と適宜入念な打合せを行い、その意図や目的を十分に理解した上で、適切な人員配置のもと、業務を実施すること。
- (4) 本業務の委託料は、業務終了後、受託者からの請求により支払う。
- (5) 本業務により得られた成果品、資料及び情報等は、本市に許可なく第三者に公表、

漏洩してはならない。

- (6) 成果品にかかる所有権、著作権は本村に帰属するものとする。
- (7) 成果品に誤りや不備が発見された場合には、委託期間完了後であっても、受託者の責任において無償で訂正を行うものとする。
- (8) 本業務の履行にあたっては、本村からの問い合わせや調整等へ迅速に対応すること。
- (9) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書の内容に疑義が生じた場合は、双方が適宜供して解決を図るものとする。